春日病院介護医療院 重要事項説明書 (介護医療院サービス)

当施設では、利用者様に当施設の介護サービスをご利用いただくに当たり、あらかじめ次のこと をご説明いたします。

1. 事業者概要

事業者の名称	医療法人 社団 養寿園
事業者の所在地	福岡県北九州市門司区春日町22番19号
法 人 種 別	一般社団法人
代 表 者 名	理事長 潁原 健
電 話 番 号	093-341-1416
ファクシミリ番号	093-341-2431

2. ご利用施設

施設の名称	春日病院介護医療院
施設の所在地	福岡県北九州市門司区春日町22番19号
都道府県知事指定番号	4 0 B 0 1 0 0 0 2 2
管理者の氏名	院長 木村 忠孝
電 話 番 号	093-341-1416
ファクシミリ番号	093-341-2431

3. 施設の目的と運営の方針

	医療法人社団養寿園が開設する春日病院において行う指定介護医療院(
 施設の目的	以下「施設」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に
心設の日的	関する事項を定め、施設の従業者が、要介護者に対し、適正な指定介護医
	療院施設サービスを提供することを目的とする
	1. 施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、その者の有
	する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス
	計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他
	の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うものとする。
実際の士科	2. 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って
運営の方針	指定介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
	3. 施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する
	市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設そ
	の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の
	確保に努めるものとする。

4. 施設の設備の概要

定員2 4 名療養室4 人部屋 6 室浴室特殊浴槽談話室1 (食堂と兼用)機能訓練室有食 堂1

5. 職員体制

			区	分	
従業者の職種	合計人数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管 理 者	1		1		
医 師	3		2		1
薬 剤 師	1				1
管理栄養士	1	1			
栄 養 士	1	1			
看護職員	9	8		1	
介護職員	7	7			
作業療法士	2	1	1		
言語聴覚士	0				0
介護支援専門員	1		1		

6. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています)

施設サービス費(要介護状態区分により定められた費用)と個別サービス費(「各加算」「特別診療費」等で定められた費用)の合計です。

利用者には、この介護サービス費の負担割合分(市町村発行の負担割合証に基づいた割合)と、居住費、食費をお支払いいただきます。

【提供されるサービスの内容】

サービスの種別	内容	
	食事時間	
A 由	朝食 8時00~	
食事	昼食 12時00~	
	夕食 18時00~	
医療・看護	入所者の病状にあわせた医療・看護を提供します。	
介 護	着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位交換・シーツ交換等の	
一	介護を行います。	
↑護を要する利用者には特殊浴槽で対応します。入浴しない方は、 入浴・清拭		
八佰、佰瓜	ルで体をお拭きします。また、必要に応じて清拭を行います。	
機能訓練	機能訓練 主治医の指示に基づき、作業療法士が行います。	
レクリエーション	季節に応じて様々な楽しい行事を行っております。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

7. 医療提供

当施設の医師等で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神科病院での医療等につきましては、他の医療機関等にて、医療保険により治療をお受け頂き、別途自己負担をしていただくことになります。

8. 利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、窓口支払いとなります。

毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので25日までに窓口でのお支払いをお願いいたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

9. 苦情等申立窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。 (窓口担当者:師長 野北みゆき、電話:093-341-1416)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設 に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできま す。

※公的機関においても、次の機関においても苦情申し立てができます。

次名時候別です。 では、次の成別です。 では、日間中で立ていてきます。			
門司区保健福祉課(高齢者・障害者相談コーナー)		北九州市門司区清滝1丁目1-1	
	対応時間	$8:30\sim17:00$	
	電話番号	093-331-1881(内線 472)	
 小倉北区保健福祉課	所在地	北九州市小倉北区大手町1-1	
	対応時間	8:30~17:00	
(高齢者・障害者相談コーナー)	電話番号	093-582-3433(直通)	
 小倉南区保健福祉課	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1-2	
	対応時間	8:30~17:00	
(高齢者・障害者相談コーナー)	電話番号	093-951-4111(内線 472)	
 若松区保健福祉課	所在地	北九州市若松区浜町一丁目1-1	
	対応時間	8:30~17:00	
(高齢者・障害者相談コーナー)	電話番号	093-761-5321(内線 472)	
八幡東区保健福祉課	所在地	北九州市八幡東区中央一丁目1-1	
	対応時間	8:30~17:00	
(高齢者・障害者相談コーナー)	電話番号	093-671-0801(内線 472)	
八幡西区保健福祉課	所在地	北九州市八幡西区筒井町 15-1	
	対応時間	8:30~17:00	
(高齢者・障害者相談コーナー)	電話番号	093-642-1441(内線 472)	
戸畑区保健福祉課	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1-1	
(高齢者・障害者相談コーナー)	対応時間	8:30~17:00	
(四四日・早古石竹吹コー)一)	電話番号	093-871-1501(内線 472)	
	所在地	福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号	
福岡県国民健康保険団体連合会	対応時間	8:30~17:00	
	電話番号	092-642-7859	

10. 身体拘束等について

利用者様本人もしくは他の利用者様の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者様の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、利用者様又御家族様に対してご説明を行った上、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	常に関係機関と連絡を密にし、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」に則り年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、消化器、屋内消火栓、防火扉、火災 報知器、非常用電源、カーテンは、防炎性能のあるものを使用しており ます。

12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

	面会時間は下記の通りです。	
来訪•面会	平日: 11時~20時 土・日・祝日: 10時~20時	
不前 面云	来訪者は面会時間を遵守し、ご面会の際は、病棟へ設置しております	
	面会簿へ記帳されますようお願いいたします。	
 外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に定められた届出書により管理者に申し	
26日・28日	出、許可を得てください。	
居室・設備・器具	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、こ	
の利用	れに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくこと	
マン不り万	があります。	
喫煙·飲酒	当施設内は全面禁煙。飲酒は禁止。	
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入	
还 念们 荷守	所者の許可なく、その居室等に立ち人らないようにしてください。	
所持品の管理	管理者の許可を得て行うようお願いします。	
現金等の管理	管理者の許可、指示を得て行うようお願いします。	
ウ 数江動, 政公江動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮	
宗教活動・政治活動	ください	
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。	

個人情報の利用目的について

春日病院介護医療院では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

施設内部での利用目的	他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
当施設が入所者に提供する介護サービス	当施設が入所者に提供する介護サービスのう
介護保険事務 当施設の管理運営業務のうち ・入退所等の管理 ・会計,経理 ・事故等の報告 ・入所者の介護・医療サービスの向上	・入所者に居宅サービスを提供する他の居宅 サービス事業者や居宅介護支援事業者等と の連携(サービス担当者会議等)、照会へ の回答 ・入所者の診療等に当たり、外部の医師等の 意見、助言を求める場合 ・家族等への心身の状況説明 介護保険事務のうち ・保険事務の委託 ・審査支払機関へのレセプトの提出 ・審査支払機関又は保険者からの照会への回 答 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談 又は届出等

【上記以外の利用目的】

施設内部での利用目的	他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
当施設の管理運営業務のうち	当施設の管理運営業務のうち
・医療,介護サービスや業務の維持・改善のた	・外部監査機関への情報提供
めの基礎資料	
・当施設において行われる学生の実習への協	
力	
・当施設において行われる事例研究	